

Renaissance

2018.1

明けましておめでとうございます。

事務所報を通して多くの方々と語り合い、皆様と共にさらに充実した事務所を目指して

No.47



撮影:T.Ito

AICHI SOGO LAW OFFICE

弁護士 村上 文男
弁護士 勝又 敬介
弁護士 水野 憲幸
弁護士 遠藤 悠介
弁護士 米山 健太
弁護士 深尾 至
弁護士 加藤 純介
税理士 大橋 信義
社会保険労務士 大内 直子

弁護士 柄夢 貞介
弁護士 木村 環樹
弁護士 南 善隆
弁護士 加藤 耕輔
弁護士 中内 良枝
弁護士 佐藤 康平
弁護士 牧村 拓樹
司法書士 萩野 直樹

弁護士 中野 直輝
弁護士 渡邊 健司
弁護士 森下 達
弁護士 横井 優太
弁護士 田村 祐希子
弁護士 柿本 悠貴
弁護士 岩田 雅男
司法書士 戸松 泰志

弁護士 尾関 栄作
弁護士 森田 桂玄
弁護士 奥村 典子
弁護士 長江 昂紀
弁護士 友近 歩美
弁護士 横田 秀俊
弁護士 田中 隼輝
社会保険労務士 原田 聰

弁護士 檀浦 康仁
弁護士 上瀬 幹也
弁護士 小宮 仁
弁護士 服部 文哉
弁護士 北澤 嘉章
弁護士 安井 孝侑記
税理士 大橋 由美子
社会保険労務士 小木曾 裕子



この事務所報は再生紙を使用しております。

愛知総合法律事務所

検索

<http://www.aichisogo.or.jp>

ルネサンス読者の皆さん明けましておめでとうございます。

昨年は大変なご支援を賜り心より御礼を申し上げます。

新たに船出

昨年の御礼と本年の決意

昨年は皆さんのご支援のおかげで、拡大の年となりました。

昨年四月に初めて愛知県外の岐阜県大垣市に支所を開設しました。岐阜は年間の弁護士増加が極めて少ない県です。大手の法律事務所も岐阜県での支所開設には消極的です。

開設も弁護士一人体制が中心です。その点も踏まえながら十分な準備をしての進出でした。皆さんの支援と事務所の担当者的情熱で、開設後から多忙で弁護士一人体制では維持が困難との判断で、半年後には弁護士を一人応援追加しました。

大変順調で、喜んでおります。

本年も弁護士アクセスへの利便性を追求して、支所開設予定です

共同代表制、副代表制を採用

法人設立以来、私が代表を務めて参りましたが、一〇〇名体制構築を控えて、新たに共同代表に南善隆、副代表に横井優太が就任しました。両名は今まで事務所のために多大の貢献をしてくれましたが、今年から新たに代表、副

代表の立場で事務所を牽引していくことになりました。私同様、ご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

又本年中に新たに二名のパートナー弁護士も誕生します。

共同代表、副代表体制で、重厚で且つスピーディーな決定のできる体制を構築し、新たにパートナーの誕生で事務所の若返りに備えた体制作りをして参ります。

依頼者の皆さんに、よりよい法的サービスを提供するために、更なる進化を遂げて、愛知総合法律事務所の理念を実現していきたい。

100名体制構築

四年前に事務所の拡大を構想し、確か四十人台の体制の時に100名体制構築をぶち上げました。当時は計画的事務所運営と言うよりは感覚的な運営でしたので、全くの大ボラを吹いてしまいました。しかし「月」日現在、総勢九十二名ですので、今年中には100名を突破することは確実な状況です。人数に大きな意味があるわけではありません。目標達成を目指すプロセスが重要です。事務所の支援者、弁護士、事務局の皆さんのおかげで、大ボラが現実となりつつあることに感慨深さを覚えます。

専門化、総合化、大型化

愛知総合法律事務所は専門化、総合化、大型化を目指し、更に進化したい。専門化は依頼者の要請です。依頼者は弁護士に対し、常に相談分野、依頼分野の専門家を求めています。そのような依頼者の要請に答える事が事務所の使命です。

そのためには多くの事件を経験して、

今年中には第九番目の支所開設を予定しています。

新人弁護士数名の採用内定も予定

しています。

今年も依頼者の皆さんのために全力で業務に取り組んで参りますので、倍旧のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

更なる進化を

事務所が大きくなること自体に大きさの意味があるのでありません。拡大したことにより、依頼者の皆さんにより高品質なサービス、スピード感ある業務の提供ができる事にこそ意味があります。

医師が患者の要請に応えた結果、理念型の病院が総合病院であり、その典型が大学病院です。

愛知総合法律事務所も依頼者の要請に応えるために、専門化した総合法事務所を目指していきます。

飛躍の年

愛知総合法律事務所の専門化・総合化・大型化はまだ道半ばです。

更に更に進化しなければなりません。

今年は飛躍的な進化の年にしたい。

そのためにも新組織体制の充実をはかっていきます。

今年中には第九番目の支所開設を予定しています。

新人弁護士数名の採用内定も予定

しています。

今年も依頼者の皆さんのために全力で業務に取り組んで参りますので、倍旧のご支援を賜りますようお願い申し上げます。



代表弁護士
村上 文男

ベテラン弁護士が考える平成30年

平成の終焉と新時代の幕開け 序章そして天皇制

天皇陛下が退位の希望を述べられ、その退位を1代限りで認める特例法が平成29年6月9日参院本会議で可決成立し、平成は実質30年をもって終わりを告げます。その後は、再来年2019年4月30日今上天皇の生前退位が実現し、2019年5月1日には現皇太子が即位し新元号の年が始まることが皇室会議により定めされました。ところで、新元号の発表がいきなりとか余りに遅いと、裁判所や政府機関の混乱、カレンダー業など困る業界が多くあるため、政府は国民の混乱に配慮し平成30年5月頃の発表を検討している模様です。さて、古代に淵源を持つ天皇制と近代の立憲デモクラシーの政体とは通常は相容れないものです。しかし、日本国憲法は、その共生を明文化しています。そして、象徴天皇は如何にあるべきかを最も真剣に考えてこられたのは他ならぬ天皇です。そのことは、2016年8月8日の「おことば」の中で「即位以来、私は国事行為を行うと共に、日本国憲法下で象徴と位置づけられた天皇の望ましい在り方を日々模索しつつ過ごしてきました。」とあり、その模

弁護士 柄尋 貞介



索の結論が国事行為をルーティンにこなすだけではなく、象徴的行為を果たすのが象徴天皇であるという新しい天皇制解釈だった(内田樹著、街場の天皇論19頁)ということです。その象徴的行為とは、「鎮魂」と「慰謝」であり、陛下は、靖国神社などではなく「死者がそこで息絶えた現場(沖縄、フィリピン、ペリュウ島など)まで足を運び、その土に膝をついて死者の靈に祈り、様々な災害の被災地の床に膝をつき傷ついた生者を慰め、共苦することであると定義された(内田樹、15頁)のです。その全身全靈を傾けられた象徴的行為が高齢等により困難となつたことから生前退位を決意されたのです。国民の人権保障には手厚い憲法が天皇には職業選択の自由を始めとする人権を制約している矛盾があります。退位され、少しでも自由を取り戻され、伸びやかな人生を楽しむことを国民の一人として望むばかりです。

平成30年間を法律の視線から振り返る

弁護士 中野 直輝



「歌は世につれ、世は歌につれ…」

歌謡ショーの入りだしのようですが法律もまた「法は世につれ、世は法につれ」ということが言えるかもしれません。平成の世も30年を数えます。

私自身この30年間の約半分の16年を小牧市長として奉職しておりましたのでいわば行政と司法の2つの面から「平成の法律」を見てまいりました。

印象に残った法律を上げればキリがありませんが、中でも考えさせられた、そして時代の流れを感じた法律(賛否は別として)を2つほど上げてみます。

【国連平和維持活動協力法】平成4年

「PKO」といった方がピンとくるかもしれませんね。

戦後世代としては、かなりインパクトでした。今なお議論が継続されている憲法9条のあり方についての大きな転換期であったことは間違ひありません。

若い人にとっては特に違和感はないかも知れませんが、私たちの時代は専守防衛が理念であった自衛隊が限定的とはいえ、海外派遣が可能になったのです。

この時代、日本は折しも経済絶頂期、大国(国連の常任理事国入り)を目指す政治的背景もあり、「国家」の面子とは?そして真の国際貢献とは?ということを考えさせられたものです。

【臓器の移植に関する法律】平成7年

運転免許の裏側をじっくり見たことがありますか?

臓器移植の意思表示をする欄があります。

この法律については「脳死は死か?」について議論がされました。この問題は医学的にも倫理の面からも様々な意見があり、明確な答えはおそらく出ないでしょう。

脳死については昭和40年代からも議論はされておりましたが、飛躍的に発達した医療、そして人間が持つ様々な倫理観の間で「人間」とその人間が築く「技術」の調和の難しさを考えされました。

その他でも「裁判員の参加する刑事裁判に関する法」(平成16年)、経済面からは「消費税法」、また昨今、マスコミも大きく報道している「共謀罪」など、法律家としてのみならず、一国民として考えさせられ、また世相の移り変わりを感じた法律はたくさんあります。

毎月多数の法律が成立します。

こうしている今日も国会で何かしらの法律が成立しているかも知れません。

法律は我々を守ってくれる半面、圧迫する面もあわせ持ちます。そして、時として世間の感覚とずれているような法案も提出されたりしますが、我々国民一人一人、決して人ごとと思わず、是非、審議や成立した法律に興味を持ち、いつも法律を身近に感じていきたいものです。

日常生活の落とし穴♪ 法律トリビアの巻

『ゴルフ』トラブル!

弁護士 渡邊 健司



弊所では、ゴルフを趣味とするスタッフが多く、定期的に事務所コンペを開催しています。弁護士業務の中で、ゴルフに関する相談は多くはありませんが、全くないわけではありません。最近多いのは、やはりゴルフ場で起こる事故の問題です。

よく裁判になるのは打球事故です。ドライバーで打ち出されるゴルフボールの初速はメジャー・リー・ガード打球より速いですが、過去の裁判では「漫然と自己の技量を過信して、クラブの中では最も打球のコントロールの難しいドライバーをもつてティーショットした」のが悪いと、プレーヤーの賠償責任を認めたものがあります。この判決を書いた裁判官はゴルフをやらない人だったのでしょう。ドライバーを使ってはいけないと言わんばかりの何とも厳しい判断であります。

最近は、乗用カート付きセルフプレーが増えていますが、乗用カートでの事故の問題もクローズアップされるようになりました。飲酒して乗用カートを運転し、事故を起こした場合にお酒を提供したゴルフ場の責任を認めた判決もあります。

せつかくのゴルフですから、事故には十分に注意して楽しみたいものですね。

『仮想通貨』トラブル!

弁護士 勝又 敬介



科学技術の進歩は世の中を絶えず変え続けていますが、今回は仮想通貨の普及と、これを利用した詐欺が登場してきたことを取り上げます。

仮想通貨とは、一般に「法定通貨と異なり、特定の国家による価値の保証を持たない通貨」などと定義されており、国家による価値の裏付けがありませんが、現実の通貨に準じた使用が一部の店舗等で既に行われているものもあります。

代表的なものは「ビットコイン」などで、海外送金手数料の安さ、一部の国家での法定通貨に対する不信感などを背景に、投資している人も増えています。

「このような仮想通貨ですが、「値上がりが確実」「配当が付く」などといった宣伝文句とあわせて、一部では詐欺の材料として使われているようで、国民生活センターなどには「お金が戻つてこない」といった多数の相談が寄せられています。

仮想通貨について、我が国では改正資金決済法により一定の規制が行われるようになります。たが、未だ法規制や販売業者の情報開示等も十分ではなく、自分自身で取引の安全性を十分に確かめる必要があります。怪しげな業者の勧誘に乗ることのないよう、くれぐれもご注意下さい。

宝くじと税金

税理士 大橋 信義



年末ジャンボ宝くじを買った方は、当選番号はご覧になりましたでしょうか? 当選確率は1,000万分の1と言っている宝くじですが、私は毎年購入します。もし当たら…といふ夢を買っているのです。

では、初夢が正夢になり、10億円が当選したとして、その後のことをリアルに考えてみたいと思います。

10億円が当選すると、まずは銀行へ行つて特別な部屋へ通されると言われています。さて、これにかかる税金はどうなるのでしょうか?

実は、宝くじで当選した金額には税金は課税されません。10億円すべてもらつても大丈夫なのです。

だつたら、親孝行として、両親に1億円をプレゼントしようかな、なんて考えも出てくるかもしれません。

なのですが、

親へ1億渡す場合、税金は課税されます。贈与税で約5,000万円強の税金となり、最終的に親が手にするのは、その残りとなります。贈与したと思ったのに、半分以上も税金で取られてしまい、「びっくり!!」となる前に、誰かに相談することをおすすめします。当事務所では、税理士と弁護士に一度に相談することができます。是非、ご相談ください。

弁護士の病院勤務



病院出向から 戻りました

弁護士
木村 環樹

再び「愛知総合法律事務所の弁護士の木村です。」と自己紹介をするようになって、はや2ヶ月。昨年の10月まで3年間、大学病院で勤務していました。病院では、医療事故、患者苦情対応、法律事務所・裁判所・警察署等からの各種問合せ、取引関係（契約書チェック等）、人事労務等、様々な相談に対応してきました。大学の兼任准教授として学生に講義も行いました。病院内の勤務で、最初に苦労した点は、一緒に働く医師、薬剤師、看護師ら医療従事者と会話をする際に医療用語を理解するのが大変だったことです。初めの頃は、分からぬ医療用語が出てくるたびに、医学書、インターネットなどで調べていましたが、徐々に医療用語に慣れてくると、少しずつではありますが医療従事者の会話がスッと耳に入ってくるようになりました。また、法律事務所で相談を受けるのとは異なり、病院内で私自身も現場の職員と一緒に机を並べて勤務していましたので、現場の職員から直に法律相談を受けることができた点が大変貴重な経験となりました。現場では職員が正に現在進行形で様々な業務を行っており、これに対応すべく弁護士への相談に対する回答もスピード感が求められます。また、具体的にどのような作業が必要か、どのように先方に回答したら良いのかなど、求められる助言についても抽象的な法律論だけではなく具体的の方策が求められます。病院での勤務を通じて、弁護士として当たり前、かつ重要なことを再認識いたしました。今回の貴重な経験を生かし、これからは愛知総合法律事務所の弁護士として良質な法的サービスを提供できるよう尽力いたします。よろしくお願ひします。



病院勤務 始まりました

弁護士
米山 健太

平成29年11月1日より、当事務所から大学病院に出向し勤務することになりました。当事務所には医療機関が直面する問題を集めて担当する医療チームが存在し、私は渡邊弁護士・木村弁護士に引き続き、このチームからの3人目の出向者となります。

大学病院では、医療法上の問題にとどまらず、医療倫理指針の検討、病院内の労務管理、医学部生への法律学講義など多様な業務を担当する予定です。その内的一部は既に関与しているものもあり、この先待ち受ける課題の難しさを実感しています。

私は弁護士になつてすぐ医療チームの配属となつたため、多様な業務を担当する当事務所の中でも特殊で担当する者も限られた医療問題に、はやくから関与することができました。今まで諸先輩弁護士と共に案件を担当することで得た法的知識・ノウハウ等はもちろん、医療関係者の方々の物事の考え方や抱きがちの悩みを知ることができたのは、現場で多くの相談を受ける立場になる者として非常に価値のある経験であったと思います。

また、病院内弁護士の業務として医療安全・医療の質の検討も行います。医療関係者の方々と比べれば間接的かもしれません、病院を利用する患者・ご家族の医療に対する満足度にも関与することになりますので、その責任の重大さに身が引き締まる思いです。

医療関係者も患者も、よりよい医療を実現したい・受けたいという気持ちは共通しています。今後も愛知総合法律事務所の弁護士と連携を図りながら、医療関係者・患者双方にとってよりよい医療が実現されるよう尽力いたします。

経営者必見！労働問題



会社組織幹部の方は必ず
理解してほしい労働問題

社会保険労務士
小木曾 裕子



個人事業主の方に理解して
ほしい労働に関する法律

社会保険労務士
原田 聰



とある労働者からの告発

弁護士
横井 優太



近年、パワーハラスメント被害を受けた社員が精神疾患を発症し、会社が損害賠償請求を受けるという問題が後を絶ちません。精神疾患が深刻な場合には、自ら命を絶つという重大な問題に発展し、実際にパワーハラスメントを行っていた上司や、この使用者である会社に対し、1億円近い賠償命令が出されるケースもあります。

「このような事態を招かぬよう、日頃から社員に対し、「パワーハラスメントは許さない！」とする会社の姿勢を示すことが必要ですが、頭では理解できているものの、自分がそのような行為を行っていると気づいていないケースも多々あります。パワーハラスメントを防止するためには、具体的な該当行為およびこれを行った場合のリスクを理解させること、そしてパワーハラスメントを見かけた場合には逐次注意を行うことが重要です。

個人事業主とは、自分でお店などを経営する方を指しますが、業務拡大のため、従業員を雇用することができます。

労使関係を扱う中で頭を悩ますものの一つに懲戒が疑われる事案への対処があると思います。懲戒処分を行うかどうかを決める際には、就業規則の懲戒規定に当てはまるかどうかの吟味が大変重要なになります。過去にご相談いただいたなかでは、懲戒規程に当てはまるか否かの検討が不十分なまま懲戒処分をおこなつたために、団体交渉や裁判所での仮処分に発展したというケースがありました。懲戒処分の有効性が裁判所で争われる場合、懲戒規程に当てはまるかどうかの吟味のほかにも、必要な手続を実践したかどうかや、処分の量定が適切かどうかについても厳しく吟味されることになります。

そして、結果として敗訴した場合には、懲戒処分が無効であることが宣言されるだけでなく、処分が行われた日以降の賃金の支払いや損害賠償に応じる必要が出てきます。さらには、会社の業務にも影響が出ることがあります。そのため、懲戒事由が疑われるケースに臨むときには、裁判になつたときなどどのような判断が下るかを弁護士に相談してチェックする必要があります。

「不安な点があれば、当事務所の弁護士にご相談いただければと思います。」

男女雇用機会均等法により、ハラスメント行為に対する相談窓口の設置や相談に対する迅速な対応等が義務づけられています。普段からハラスメント行為の未然防止策を図ると共に、相談が入った際には適正な対応を行うことにより、会社そして大切な社員を守りましょう。

就業規則とは、会社と従業員とのルールです。労働時間・休憩時間・休日・退職・解雇等のルールを決めて、従業員に働きやすい環境を作っていくのも大事ですね。

労使関係を扱う中で頭を悩ますものの一つに懲戒が疑われる事案への対処があると思います。懲戒処分を行うかどうかを決める際には、就業規則の懲戒規定に当てはまるか否かの吟味が大変重要なになります。過去にご相談いただいたなかでは、懲戒規程に当てはまるか否かの検討が不十分なまま懲戒処分をおこなつたために、団体交渉や裁判所での仮処分に発展したというケースがありました。懲戒処分の有効性が裁判所で争われる場合、懲戒規程に当てはまるかどうかの吟味のほかにも、必要な手続を実践したかどうかや、処分の量定が適切かどうかについても厳しく吟味されることになります。

そして、結果として敗訴した場合には、懲戒処分が無効であることが宣言されるだけでなく、処分が行われた日以降の賃金の支払いや損害賠償に応じる必要が出てきます。さらには、会社の業務にも影響が出ることがあります。そのため、懲戒事由が疑われるケースに臨むときには、裁判になつたときなどどのような判断が下るかを弁護士に相談してチェックする必要があります。

Q&A 相続問題



弁護士 南 善隆

経済産業省の発表によれば、日本の総人口の4人に1人が65歳以上の高齢者であると言われています。また、巷では自分らしい最期を迎えるための「終活」や、親族同士で相続財産の争いといった「争族」も市民権を得つつある言葉としてよく耳にします。

今回は、相談者から寄せられる相続問題への生前対策をQ&Aの様式でお答えします。

～生前の準備で変わる!相続問題の生前対策～

Q 自分で遺言を作成しました。これで自分の死後に相続問題が発生することはないですね?

A そんなことはありません!ご自身で作成された自筆証書遺言の場合、訂正の方法や記載事項等様式が細かく決まっています。不備があると、遺言の有効性が問題となります。

仮に、不備がなかったとしても、遺言作成時の遺言能力が問題となる等、死後に相続紛争が生じることがあります。死後に相続紛争が生じる可能性があるのは、公正証書にて遺言を作成した場合にもいえます。

そこで、当事務所では、公正証書遺言を作成し、予め遺言執行者を決めておくことをお勧めします。

遺言執行者とは、相続開始後に遺言の内容を実現(執行)するための人です。生前に相続人に対して遺言の内容を十分に言い聞かせていたとしても、些細なことが引き金となり紛争へつながることもあります。遺言執行者は公平中立の立場にあるので遺言の内容の実現に努めます。

当事務所では、法人が遺言執行者として対応いたします。お亡くなりになられた旨の連絡があった場合には、遺言執行者として預金の解約や動産の換価等も行います。

すでに自筆証書遺言を作成していても書き直しは可能です。遺言の作成を検討されている方、遺言を作成したが遺言の内容について再度吟味したいという方は、お気軽に当事務所へご相談ください。

Q 今はまだ判断能力も十分にありますが、最近足腰が不自由です。
今後の生活の支援や財産管理を任せたいです。

A このような不安を持っておられる方には、任意後見契約、特に移行型の任意後見契約についてアドバイスをさせていただきます。

移行型任意契約の場合、まず通常の委任契約を結び、同時にその後認知症や精神障害などにより本人判断能力が低下した時のために任意後見契約を結びます。

当事務所では、委任契約に基づいて、財産管理の他、健康状態・生活状況の変化に応じて、生活設計を一緒に考えていく等見守り事務も担当いたします。

専門のスタッフから定期的にご連絡を差し上げますので、日常生活で不安に感じることも相談することができます。1つ1つの問題を一緒に解消していくことができます。

今後の生活支援や財産管理について、ご検討されている方は、お気軽に当事務所へご相談ください。

当事務所では、平成29年10月に相続HPをリニューアルしました。
相続・高齢者問題に関するQ&Aや解決事例を掲載しておりますのでご利用ください。

法定相続情報証明制度が始まりました

平成29年5月29日より、「法定相続情報証明制度(以下、「本証明制度」といいます)」が始まりました。本紙読者の皆様の中には、ご親族がお亡くなりになったあと大量の戸籍を取得して、まずはA銀行に提出し、戸籍を返してもらった後に次はB銀行へ、また次はC銀行へ…と、とても面倒な思いをされた方もいらっしゃるかと思います。ひょっとすると、戸籍の原本は返却を受けることができることをご存知なく、複数取得していた方もいらっしゃるかもしれません。戸籍1通は450円又は750円、枚数が増えれば費用もばかになりません。受け付ける金融機関側も、戸籍をチェックする手間がかかります。

本証明制度を利用することにより、預金払い戻しの手続きが簡素化できることになりました。非常に図り込んでご説明しますと、下記の流れです。



司法書士 萩野直樹

①

戸籍を集める

②

相続人の関係性の分かる書面(家系図のようなもの)を作成して戸籍と一緒に法務局に提出する

③

登記官による証明を②の関係図に受ける

④

戸籍は不要で、③の証明書を金融機関に提出する

いかがでしょうか。従前と比べて大分楽になりましたよね。ただし、③の書面は法律通りの相続関係を証する書面ですので、相続人間で遺産分割協議をしたり、相続放棄をした方がいらっしゃれば、別途その証明書が必要です。つい先日、ある法務局の窓口で、「銀行から、法務局に戸籍を出して何か書面をもらえば預金払い戻し手続きが楽になると聞きました。相続人は私の他に2人おり、私が全部相続するということで了承を得ていますがその覚書は作成していません。法務局から発行された書類だけ銀行に持つていけば私が受け取れるんですよね?」と質問されている方がいらっしゃいました。この場合は、遺産分割協議書や相続人全員の印鑑証明書が別途必要になります。

本証明制度の利用申出はもちろん法定相続人の方はできますが、代理人となれるのは民法上の親族又は、弁護士、司法書士、税理士、社会保険労務士、その他4士業です。

相続財産に不動産が含まれて登記名義変更が必要な場合、私達司法書士がご依頼を頂きますが、登記申請先は法務局ですので、合わせて本証明制度の申出をスムーズに行うことができ、代理人の中では最も本証明制度に親密性が高いと思います。お困りの方がいらっしゃいましたら、お気軽にご相談下さい。



はじめまして。司法書士の戸松泰志と申します。
「司法書士」って何をする人なの?
「行政書士」ってのも聞いたこと
があるけど?
このように感じる方は多いのではないか。
「登記の専門家です」と言つても、
多くの方が長い人生の中で、登記の
必要性に直面することや、その必要性
を感じることは、それ程ないのか
と思います。
ですが、司法書士は「登記」だけ
ではなく、もつといろいろなことが
できるんです。
私は司法書士は、多くの皆様方
との「財産や権利を守るお手伝い」を
することを主な業務としています。
つまりは、一般的に知られる登記手
続きだけではなく、身近な法律家と
して、より皆様方に寄り添つたサポート
をすることができます。
もちろん弁護士や税理士の先生方
と協力しなければ解決できません。
軽にご相談していただける、そうい
う相談しやすい窓口であることが、
お気軽におられます。考へられ書が、
ご相談あります。どちら法事にござ
ります。何とかお困り下さ
い。お気軽にお問い合わせください。

はじめまして。司法書士の戸松泰志と申します。
「司法書士」って何をする人なの?
「行政書士」ってのも聞いたこと
があるけど?
このように感じる方は多いのではないか。
「登記の専門家です」と言つても、
多くの方が長い人生の中で、登記の
必要性に直面することや、その必要性
を感じることは、それ程ないのか
だと思います。
ですが、司法書士は「登記」だけ
ではなく、もつといろいろなことが
できるんです。
私は司法書士は、多くの皆様方
との「財産や権利を守るお手伝い」を
することを主な業務としています。
つまりは、一般的に知られる登記手
続きだけではなく、身近な法律家と
して、より皆様方に寄り添つたサポート
をすることができます。
もちろん弁護士や税理士の先生方
と協力しなければ解決できません。
軽にご相談していただける、そうい
う相談しやすい窓口であることが、
お気軽におられます。考へられ書が、
ご相談あります。何とかお困り下さ
い。お気軽にお問い合わせください。

新任司法書士 戸松泰志

名古屋丸の内本部事務所

〒460-0002 名古屋市中区丸の内三丁目2番29号
ヤガミビル4階・5階・6階(受付)

TEL.052-971-5277(代表)
FAX.052-971-7876

電話法律相談専用回線

TEL.052-212-5275

受付時間:午前9時30分~午後5時30分

●事務所業務のご案内●

平成30年1月4日(木)より
業務開始いたします。

※ご相談・ご来訪の際は予め電話にてご予約ください。

ルネサンスの読者の皆様
はじめまして!
昨年夏に入所し本誌の
編集を担当致しました。
入所したばかりのフレッシュ
ユな視点から、「こんな記
事なら楽しいな!」という
内容で、弁護士、司法書士、
社労士の先生方に原稿を
依頼し完成したのが、四七
号ルネサンスです。
今まで私は、愛知県外で
写真撮影・イベント・広
報のお仕事をしておりま
したが、地元の愛知県に戻
るために、愛知総合法律事
務所に転職して参りました。
事務所内のIT活用で、
新しい年、新しい時代を過
ごして行きたいと思います。

編集後記
早川

after word



弁護士法人

愛知総合法律事務所 事務所のご案内

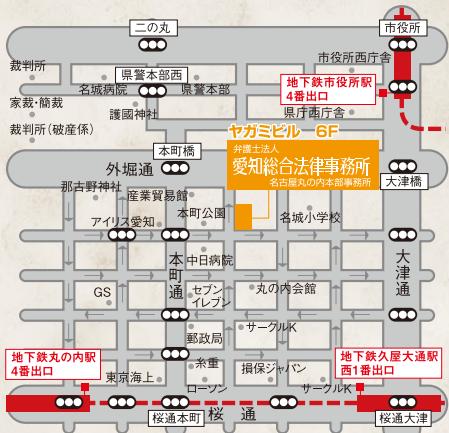
電話法律相談専用回線

TEL.052-212-5275

受付時間

平日:午前9時30分～午後5時30分

土日:午前9時30分～午後5時30分

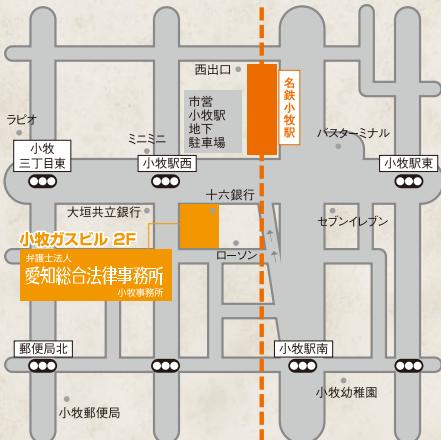


名古屋丸の内本部事務所

〒460-0002 名古屋市中区丸の内三丁目2番29号
ヤガミビル 4階・5階・6階(受付)

TEL.052-971-5277 (代表)

FAX.052-971-7876



小牧事務所

〒485-0029 愛知県小牧市中央一丁目267番地
小牧ガスピル2階

TEL.0568-68-6061 (代表)

FAX.0568-68-6062



津島事務所

〒496-0047 愛知県津島市西柳原町三丁目2番地
スカイ友1階

TEL.0567-23-2377 (代表)

FAX.0567-23-3838



名古屋新瑞橋事務所

〒467-0842 名古屋市瑞穂区妙音通四丁目40番地
ソブレイ新瑞ビル4階

TEL.052-851-0171 (代表)

FAX.052-851-0172

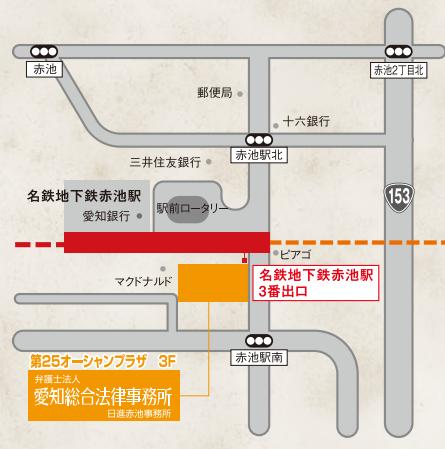


春日井事務所

〒486-0844 愛知県春日井市鳥居松町四丁目122番地
王子不動産名古屋ビル4階

TEL.0568-83-8177 (代表)

FAX.0568-83-8170



日進赤池事務所

〒470-0125 愛知県日進市赤池一丁目3001番地
第25オーナンプラザ 3階

TEL.052-680-8501 (代表)

FAX.052-680-8502



名古屋藤が丘事務所

〒465-0033 名古屋市名東区明が丘124番地1号
ami amiビル 3階

TEL.052-778-9997 (代表)

FAX.052-778-9998



高藏寺事務所

〒487-0011 愛知県春日井市中央台1丁目2番地2
サンマルシェ南館1階

TEL.0568-37-3921 (代表)

FAX.0568-37-3922



岐阜大垣事務所

〒503-0015 岐阜県大垣市林町5丁目18番地
光和ビル4階

TEL.0584-84-2288 (代表)

FAX.0584-84-2289